

自動車関係は「議論の年」に

経済産業省

関係省の2022年度税制改正要望

国土交通省

自動車関係諸税の中長期的な課税のあり方について「検討を行う」

2

022年度（令和4年度）予算概算要求に伴う関係3省の税制改正要望が出揃った。自動車関係の2022年度税制改正は、拡充や延長案件が少ない年に当たる。このため経済産業省では、昨年12月に決定した2021年度税制改正大綱の「検討事項」を踏まえ、自動車関係諸税の中長期的な課税のあり方について「検討を行う」して「議論の年」と位置付ける。国土交通省も経産省と同様に自動車関係諸税の課税のあり方を検討するほか、「自動車重量税のクレジットカード納付制度の創設」を要望しているものの、重点要望として挙げている項目はない。環境省では、カーボンニュートラルに向けたカーボンプライシングを含むポリシーミックスを推進するとの基本的考えや、引き続き「揮発油税等について、グリーン化の観点から『当分の間税率』を維持」との方針を掲げている。

関係省の2022年度税制改正要望（自動車関係項目の抜粋）は次の通り。

■経済産業省

◇自動車関係諸税の課税のあり方の検討（自動車重量税・自動車税・軽自動車税）

令和3年度与党税制改正大綱等を踏まえ、自動車関係諸税について、カーボンニュートラル実現に積極的に貢献するものとするとともに、自動運転をはじめとする技術革新の必要性や保有から利用への変化、モビリティの多様化を受けた利用者の広がり等の自動車を取り巻く環境変化の動向等を踏まえつつ、受益と負担の関係も含め、その課税のあり方について検討を行う。＝5ページの「自動車関係諸税（車体課税）の論点」参照

◇公共の危害防止のために設置された施設又は設備に係る課税標準の特例措置の延長（固定資産税）

・事業者の公害防止対策に対する取組の促進を図るため、事業者が設置する公害防止施設に係る固定資産税の軽減措置について、適用期限の延長（2年間）を図る。

■国土交通省

◇主要項目以外の項目〔国土交通省主管〕

- ・自動車関係諸税の課税のあり方の検討（自動車重量税・自動車税等）
- ・自動車重量税のクレジットカード納付制度の創設（自動車重量税）

◇主要項目以外の項目〔他省庁主管等〕

- ・公共の危害防止のために設置された施設又は設備に係る特例措置の延長（固定資産税）

■環境省

◇税制全体のグリーン化の推進

カーボンプライシングなどの市場メカニズムを用いる経済的手法は、産業の競争力強化やイノベーション、投資促進につながるよう、成長に資するものについて躊躇なく取り組む。

国際的に、民間主導でのクレジット売買市場の拡大の動きが加速化していることも踏まえて、我が国における炭素削減価値が取引できる市場（クレジット市場）の厚みが増すような具体策を講じて、気候変動対策を先駆的に行う企業のニーズに早急に答えていく。

具体的には、足下で、Jクレジットや非化石証書などの炭素削減価値を有するクレジットに対する企業ニーズが高まっている情勢に鑑み、まずは、これらのクレジットに係る既存制度を見直し、自主的かつ市場ベースでのカーボンプライシングを促進する。

その上で、炭素税や排出量取引については、負担の在り方にも考慮しつつ、プライシングと財源効果両面で投資の促進につながり、成長に資する制度設計ができるかどうか、専門的・技術的な議論を進める。その際、現下の経済情勢や代替手段の有無等、国際的な動向や我が国の事情、先行する自治体の取組、産業の国際競争力への影響等を踏まえるものとする。

加えて、我が国は、自由貿易の旗手としての指導力を存分に発揮しつつ、これと温暖化対策を両立す

自動車関係諸税(車体課税)の論点

- 自動車関係諸税について、**短期～中期的には、カーボンニュートラル実現に向けて電動車の普及拡大を促す形**の課税体系が必要。簡素化・負担軽減等の観点も踏まえつつ、**課税のあり方の見直し**を検討する必要がある。
- また、**長期的には**、電動車の普及が十分に進んだ後の絵姿を見据えた抜本的見直しとして、**受益と負担の関係も含め**、以下のような論点について、検討を進める必要がある。
 - **多様なモビリティの登場** (自動運転車(ロボットタクシー)、移動診療車・移動販売車など)
 - **道路だけでなく新たなインフラ(運行管理システム、自動運転の通信インフラ等)の整備**が必要に
 - **受益・負担関係の再構築** (スコープの拡大)
 - ・ 自動車ユーザー(保有者)だけではなく、**モビリティサービスの利用者も**
 - ・ 「自動車」単体ではなく、**「モビリティ社会」全体で**

EV/PHVの普及目標と現状

	2020年度 (新車販売台数)	2030年
EV	0.37% (1.4万台)	20～30%
PHV	0.43% (1.7万台)	

※次世代自動車戦略2010
「2010年4月次世代自動車研究会」における普及目標



出典：経済産業省「令和4年度税制改正に関する経済産業省要望【概要】」

る公正な国際ルールづくりを主導する。その際、炭素国境調整措置に関する我が国としての基本的考え方を整理した上で、EU等の議論の動向にも注視し、戦略的に対応する。

第5次環境基本計画(平成30年4月17日閣議決定)に基づき、企業や国民一人一人を含む多様な主体の行動に環境配慮を織り込み、環境保全のための行動を一層促進するために、以下のとおり、幅広い環境分野において税制全体のグリーン化を推進する。

(地球温暖化対策)

○カーボンニュートラルに向けたカーボンプライシングを含むポリシーミックスの推進

カーボンプライシングについては、産業競争力の強化やイノベーション、投資促進につながるよう、成長に資するものについて躊躇なく取り組むこととしている。このため、政府において、成長戦略実行計画(令和3年6月18日閣議決定)を踏まえつつ、ポリシーミックスの中で、年内に一定の方向性の取りまとめをすべく、そのあり方について検討過程であるところ、現下の経済情勢や代替手段の有無等、国際的な動向や我が国の事情、先行する自治体の取組、産業の国際競争力への影響、脱炭素化に向けたイノベーション支援等を含めて専門的・技術的な議論を着実に進め、その成果を踏まえたカーボンプライシングについての対応を行う。

○税制全体のグリーン化

平成24年10月から施行されている「地球温暖化対策のための税」を着実に実施し、省エネルギー対策、再生可能エネルギー対策、化石燃料のクリーン化・効率化などのエネルギー起源二酸化炭素排出抑制の諸施策に充当する。また、揮発油税等について、グリーン化の観点から「当分の間税率」を維持し、その税収を地球温暖化対策等に優先的に充当する。

(自動車環境対策)

地球温暖化対策・公害対策の一層の推進、汚染者負担の性格を踏まえた公害健康被害者補償のための安定財源確保の観点から、車体課税の一層のグリーン化を推進する。

◇公共の危害防止のために設置された施設又は設備(廃棄物処理施設、汚水・廃液処理施設)に係る課税標準の特例措置【延長】(固定資産税)

○公害防止用設備に係る固定資産税の課税標準に関し、

- ・ ごみ処理施設、石綿含有産業廃棄物等処理施設については1/2
- ・ 一般廃棄物の最終処分場については2/3
- ・ PCB廃棄物等処理施設については1/3
- ・ 汚水・廃液処理施設については1/2を参酌して1/3以上2/3以下の範囲内において市町村の条例で定める割合

とする特例措置について、適用期限を2年間延長。

(日本自動車会議所まとめ)